

災害復旧事業の促進と防災・減災対策の推進について

「平成26年8月豪雨」では、台風第12号、台風第11号及びそれに続く豪雨により、観測史上まれに見る大雨に繰り返し見舞われた。

この豪雨は、中国地方では広島・山口両県を中心に、多数の死傷者の発生や、建物の損壊・浸水、道路・河川等の公共施設が被災するなど、各地に甚大な被害をもたらした。

この度の災害は、例えば、広島では1時間最大雨量が121mm、2時間で200mmを超えるという観測史上最大の集中豪雨に襲われるなど、各地で記録的な豪雨となり、また、四国や近畿地方においては、同一地域に繰り返し豪雨が集中するなど近年の風水害にない特徴を有しており、このことが被害の深刻化と拡大の要因となっている。

このため、この度の災害の特徴を的確に捉えた上で、迅速に災害復旧を図るとともに、防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

また、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する防災・減災対策も重要な課題である。

こうした中、国では、平成27年度予算概算要求において、防災・減災やインフラ老朽化対策等による「国民の安全・安心の確保」が重点分野に掲げられるなど、総合的かつ戦略的な取組が進められようとしている。

中国地方としても、国の動きに呼応し、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する社会インフラの確立等、防災・減災対策を進める必要があるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 被災者支援の円滑な実施について

この度の災害による被災地域の実情を勘案し、災害救助法及び被災者生活再建支援制度の弾力的な運用をはじめ、被災者の支援について、配慮すること。

特にこの度の災害では、避難所生活が長期化しており、医師会などの協力も得た災害時公衆衛生チームやDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の派遣により、健康管理や心のケア、リハビリを行っている。こうした活動の経費をはじめ、被災者支援に欠かせないボランティアセンターの設置・運営経費や、住居の全半壊を問わず、居住に支障が生じた被災者に対する仮設住宅の提供、さらにはその期間の延長などについても、災害救助費の対象とするなど、災害救助法の弾力的な制度運用に配慮すること。

2 災害復旧予算等の十分な確保について

- (1) この度の災害では、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、原形復旧のみならず早期に再度災害の防止も含めた復旧を図る必要があるため、改良復旧事業の柔軟な制度運用に配慮し早期採択を行えるようにするとともに採択要件を緩和し必要な事業が行えるよう制度の見直しを行うこと。
- (2) 被災した公共施設等復旧のため、多額の財政負担が見込まれることから、特別交付税の重点配分などに配慮すること。

3 総合的な土砂災害対策の推進について

- (1) 国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を推進するための支援を行うこと。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定推進に加え、住民がハザードマップの活用や、自主防災組織の活動への参加などにより、防災意識を高め、住民自らが適切な行動をとることができるようにするためのソフト施策等の充実や中山間地域のコミュニティ維持の観点から特別警戒区域内の防災機能を高める住宅の補強等の支援も必要である。これらの取組が有効に行えるような仕組みの構築や、これに要する費用の助成、警戒区域等の指定にかかる交付金の補助率の嵩上げ、基準財政需要額への適切な算入などの財政支援を行うこと。
- (3) この度の広島での災害においては、現行政令の指定の基準に基づく想定範囲と、実際の被災範囲が大きく乖離していることから、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域の指定に係る現行政令の指定の基準について、国として早期に検証し、見解を明確に示すこと。
また、今回のように実際に災害が生じた箇所が指定基準に基づく特別警戒区域よりも広範囲にわたる場合については、指定の効果を迅速に発揮させるため、被災実態を踏まえた範囲を指定することを可能とするよう政令の指定の基準等について改正すること。

4 災害に強い国土づくりについて

災害から国民の生命・財産を守るため、道路、河川、砂防、急傾斜、地すべり、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等における施設の老朽化対策を含めた防災・減災対策を早期に行う必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うこと。

(1) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、緊急輸送道路としての機能強化のため、中国横断自動車道岡山米子線などの暫定2車線区間を早期に4車線化すること。

(2) 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

(3) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保するため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(4) 既存施設の老朽化対策の推進

災害時に既存のインフラがその機能を十分に発揮し続けることができるよう、老朽化が進みつつあるインフラについて、適切な維持管理・更新を推進する地方の取組を支援すること。

5 気象・火山等の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、XバンドMPレーダーの整備が遅れている山陰地方への早期拡充を図るなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

平成26年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政